

倫 理 委 員 会 議 事 要 旨

1 日 時 2025年6月23日（月） 15:00～15:50

2 場 所 WEB 開催（医学部管理棟3階 応接会議室）

3 出席者

氏名	所属	出欠	備考
桑原 知己	香川大学医学部分子微生物学	○	委員長
横平 政直	香川大学医学部医学教育学	○	
門田 球一	香川大学医学部分子腫瘍病理学	○	
三木 崇範	香川大学医学部神経機能形態学	○	副委員長
矢島 俊樹	香川大学医学部呼吸器・乳腺内分泌外科学	○	
辻 晃仁	香川大学医学部臨床腫瘍学	×	副委員長
谷本 公重	香川大学医学部小児看護学	○	
神原 憲治	香川大学医学部心身医学	×	
納田 広美	香川大学医学部附属病院看護部	○	
田中 裕章	香川大学医学部附属病院薬剤部	○	
中山 充	香川大学 名誉教授	○	外部
岡 義博	岡法律事務所 弁護士	○	外部
森 雅登	広島工業大学 広報担当参事	○	外部
玉越 浩達	高松中央ロータリークラブ	○	外部
下野 隆一	香川大学医学部小児外科学	○	
祖父江 理	香川大学医学部附属病院腎臓内科	×	
鶴田 智彦	香川大学医学部附属病院周産期学婦人科学	×	
川人 潤子	香川大学医学部基礎心理学	○	
安田 真之	香川大学医学部附属病院卒後臨床研修センター	×	
塩田 敦子	香川大学医学部健康科学	×	

陪席者

臨床研究支援センター非常勤教員 矢野 浩史

事務職員 研究協力課 井上課長

研究協力係 濱野係長、松田係員、富木田係員、青木係員、杉本事務補佐員

4 議 事

<審議事項>

(1) 通常審査について (4件)

受付番号	2025-055 (新規申請)
課題名	超聴診器併用心エコー検査の有用性の検討
研究責任者	循環器・腎臓・脳卒中内科学 野間 貴久
説明者	循環器・腎臓・脳卒中内科学 野間 貴久
審議内容	課題について、説明者より説明があり、委員による質疑応答を行った。 審査の結果、「条件付承認」とした。 ア) 研究計画書 1 ページ 0. (2) 研究の目的 4 ページ 3. 研究の目的 心エコー検査の前に超聴診器を併用することにより、心エコー検査の精度が上がるという仮説を検証する旨を追記すること。 イ) 研究計画書 5 ページ 6. (3) 群の定義と割り付けの方法 超聴診器の併用による検査精度の優位性を検証することが分かるよう、群の定義を「超聴診器併用群」と「超聴診器非併用群」に変更すること。
備考	

受付番号	2025-054 (新規申請)
課題名	手の外科専門医が一人で運営している個人クリニック (医療法人社団少将井 いがわ医院) における手指外傷の緊急手術の内容を検討する後ろ向き研究
研究責任者	形成外科・美容外科 福盛 京子
説明者	形成外科・美容外科 福盛 京子
審議内容	課題について、説明者より説明があり、委員による質疑応答を行った。 審査の結果、「条件付承認」とした。 ア) 実施計画申請書 (研究) 3. (1) 研究の分類 「術式」に限った研究でないように見受けられるため、「その他」にチェックを入れること。 イ) 研究計画書 5 ページ 6. (2) 観察・測定・調査項目とその定義 術時における医療スタッフの配置など人的資源に関する内容を追記すること。
備考	香川大学を主幹機関とする多機関共同研究のため、以下の共同研究機関について一括審査を行った。 医療法人社団少将井いがわ医院

受付番号	2025-053（新規申請）
課題名	眼窩下壁骨折整復術後の長期経過についてのアンケート調査
研究責任者	耳鼻咽喉科学 寒川 泰
説明者	耳鼻咽喉科学 寒川 泰
審議内容	課題について、説明者より説明があり、委員による質疑応答を行った。 審査の結果、「承認」とした。
備考	香川大学を主幹機関とする多機関共同研究のため、以下の共同研究機関について一括審査を行った。 旭川赤十字病院

受付番号	2023-111（変更申請）
課題名	脳神経外科疾患における患者因子と予後、診断、治療の効果・安全性、臨床病理学的な特性等に関する研究
研究責任者	脳神経外科学 三宅 啓介
説明者	脳神経外科 藤森 健司
審議内容	課題について、説明者より説明があり、委員による質疑応答を行った。 審査の結果、「承認」とした。
備考	香川大学を主幹機関とする多機関共同研究のため、以下の共同研究機関について一括審査を行った。 こくぶ脳外科・内科クリニック

< 報告事項 >

（１）迅速審査等の審議結果について

委員長から、５月１回目から５月２回目の迅速審査の合計５４件、他機関への試料・情報の提供を行う申請３件について説明があり、審議結果の確認を行った。

続いて岡委員から、どのような研究が非該当と判定されるのか質問があり、委員長より、看護学科や臨床心理学科から申請されることが多いアンケート調査等、倫理指針上の「研究」の定義に該当しない研究を、指針非該当研究として委員長による１名審査を実施している旨、説明があった。

（参考）倫理指針「第２ 用語の定義」

（１）人を対象とする生命科学・医学系研究

人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。

ア 次の①、②、③又は④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること

- ① 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解

- ② 病態の理解
 - ③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証
 - ④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証
- イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること

(2) 終了報告について

委員長から、研究者より提出された終了報告10件について説明があり確認を行った。

(3) 成果報告について

委員長から、研究者より提出された成果報告4件について説明があり確認を行った。

以上